

岩手県告示第 194 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 路線名 水沢米里線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区岩谷堂字前田 139 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで
- 2 (1) 路線名 久田笹長根線
 - (2) 供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町六原字蟹子沢 14 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで
- 3 (1) 路線名 釜石住田線
 - (2) 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字土倉 298 番 50 地先から 298 番 286 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで
- 4 (1) 路線名 玉里水沢線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市水沢区佐倉河字後樋 41 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 3 月 9 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 3 月 9 日から同年 4 月 9 日まで